

2020年2月19日

お客様各位

内外トランスライン株式会社

カナダ国境サービス庁（CBSA）eManifest 導入開始について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本格導入が延期されていたカナダ向け eManifest 送信は、現在下記の段階で進められております。

カナダ向けの House B/L を発行する全ての NVOCC、Freight Forwarder は、自社 B/L 情報をカナダに到着する本船の出港 24 時間前までに、カナダ国境サービス庁（CBSA）に申告する必要があるため、船会社や Master Loader による代行送信は不可とされております。

下記第三段階の 2021 年 7 月から罰金を伴うルールが厳格化が予定されておりますので、同業のお客様におかれましては、自社もしくは現地代理店代行による送信をご手配くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. カナダ国境サービス庁（CBSA）の実施段階
 - ① 第一段階
2020 年 11 月 1 日～更新システムの利用開始
 - ② 第二段階
2021 年 1 月 4 日から 6 カ月間
規則違反でも AMPS の罰金は免除
(AMPS-Administrative Monetary Penalty System)
 - ③ 第三段階
2021 年 7 月より、罰金を伴い厳格化
2. eManifest 送信方法の例
 - ① サービスプロバイダーを経由した送信
 - ② CBSA eManifest ポータルに直接送信
 - ③ カナダ側代理店による代行送信

以上

なお、ご質問等ございましたら、最寄りの各支店・営業所までお問い合わせください。

本 社	TEL : 06-6260-4706	名古屋支店	TEL : 052-232-7730
東京支店	TEL : 03-3276-7317	神戸支店	TEL : 078-332-0040
横浜支店	TEL : 045-226-2051	福岡営業所	TEL : 092-436-4480